



も いえ 2 持ち家

も いえ ちんたい じぶん いえ も じゅうたく こうにゆう ほうほう いえ た
持ち家とは賃貸ではなく自分の家を持つということです。ここでは住宅を購入する方法、家を建てるときの
ちゅうい じこう しょうかい
注意事項について紹介します。

しゅとく ほうほう てつづき 2-1 取得する方法と手続

も いえ しゅとく さい ふどうさんや りよう ぶつけん えら こうにゆう けつだん じゅうよう じこうせつめい う
持ち家を取得する際は不動産屋を利用します。物件を選び、購入を決断したら重要事項説明を受けた
あと ふどうさんばいばいけいやく むす てつけきん しはら ばあい じゅうたく もうこ
後「不動産売買契約」を結び、手付金を支払い、ほとんどの場合は住宅ローンの申込みをします。その
あと じゅうたく しょうけん こうにゆうしゃ うつ てつづき こていしさんぜい ぜいきん てつづき おこな
後、住宅の所有権が購入者に移ったことの手続や固定資産税という税金などの手続も行います。
ひつよう かくしゅ てつづき ふどうさんや だいこう そうだん
必要な各種手続は不動産屋が代行してくれることがほとんどですから、相談するとよいでしょう。

いえ た ちゅうい じこう 2-2 家を建てるときの注意事項

にほん たてもの た さい けんちくきじゅんほう ほうりつ したが けいかく しこう とち
日本で建物を建てる際には「建築基準法」という法律に従って、計画・施行しなければなりません。土地
たい たてもの おお たか せいげん き しくちょうそん やくしょ きよか う
に対する建物の大きさや高さ制限などさまざまな決まりごとがあり、市区町村の役所の許可を受けてから
けんちく くわ しくちょうそん やくしょ けんちくしどうか たんとうかいん そうだん
でないと建築できません。詳しくは市区町村の役所の建築指導課などの担当課員に相談してください。